

令和6年度第1回水戸市こころのバリアフリー部会

日時 令和6年10月18日（金）
午後3時～
場所 水戸市役所4階
政策会議室

次 第

1 開会

2 協議事項

- (1) 水戸市こころのバリアフリーについて（素案）
- (2) 取組の方針（素案）について
- (3) 市民啓発用パンフレットの作成について（素案）

3 閉会

協議事項 1

水戸市こころのバリアフリーについて（素案）

1 趣旨

平成 30 年 3 月に策定した水戸市バリアフリー基本構想に位置付けた特定事業（ハード）の前期分がおおむね完了したことにより、今後は、市民一人一人がバリアフリーの重要性を認識し、高齢者、障害者等に対する理解を深め、行動につなげていく社会環境の創出を目指していく必要があります。

そのため、水戸市における「こころのバリアフリー」の実現に向けた基本指針や具体的な対応などを明らかにした上で、市民や事業者に対して、あるいは、学校教育を通じて、周知、啓発を図りながら、理解促進に努めていくこととします。

2 基本指針

施設や道路等の整備ばかりでなく、移動や施設の利用に困っている人の存在やバリアフリー化の必要性への理解を深めることで、まちのバリアフリー化は進みます。

市民が、外出先で困っている人に出会ったとき、建設的対話を通じて、自ら進んで手を差し伸べるなど、地域社会全体が相互に協力しあいながら、支えあい、助けあう社会の実現を目指すため、次に掲げる事項を水戸市こころのバリアフリーの基本指針とします。

(1) 交流と理解を通じて、こころがふれあう社会を目指す

こころのバリアは、知識や理解の不足、意識の偏りが大きな要因と考えられます。

そのため、年齢や障害、国籍、性別、思想などに関わらず、全ての人が積極的な交流を通じて、相互に理解を深め、互いに豊かな人間性を育むとともに、一人一人が尊重しあうことの大切さを理解しましょう。

(2) 自分とは異なる様々な人に対する差別を行わない

多様な人でつくられている社会において、お互いの人権や個性を大切にし、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる「共生社会」をつくっているのは、障害等の有無に関わらず、「全ての人」だということを理解しましょう。

(3) バリアに対して正しい知識を持ち、その人の身になって行動する

人の特徴は多様であり、困り事や必要なサポートも様々です。

そのため、困っている人を見かけたときは、その人に合ったやり方で、困り事を取り除くため、自分にできることが何かを考えましょう。

(4) 学びあい、育ちあう社会をつくる

様々な心身の特性や考え方を持つ多様な人とのふれあいや対話、体験を通じて、頭で理解するばかりでなく、感性としてこころのバリアフリーを身に付けるよう努めましょう。

また、他者への普及・啓発活動により、自身も変わっていくこと、さらには、変化する自身の姿が、周りも変えていく力となることを理解しましょう。

(5) 社会的障壁を取り除く必要性に気付く

多数を占めている人に合わせて社会をつくると、心身に障害がある人などにとって、日常生活や社会生活に障壁となる「バリア」がつくり出される場合があります。

社会の中に「バリア」がつくられていることに気付いたら、取り除くこと、そして、これからはバリアを生み出さないように努めましょう。

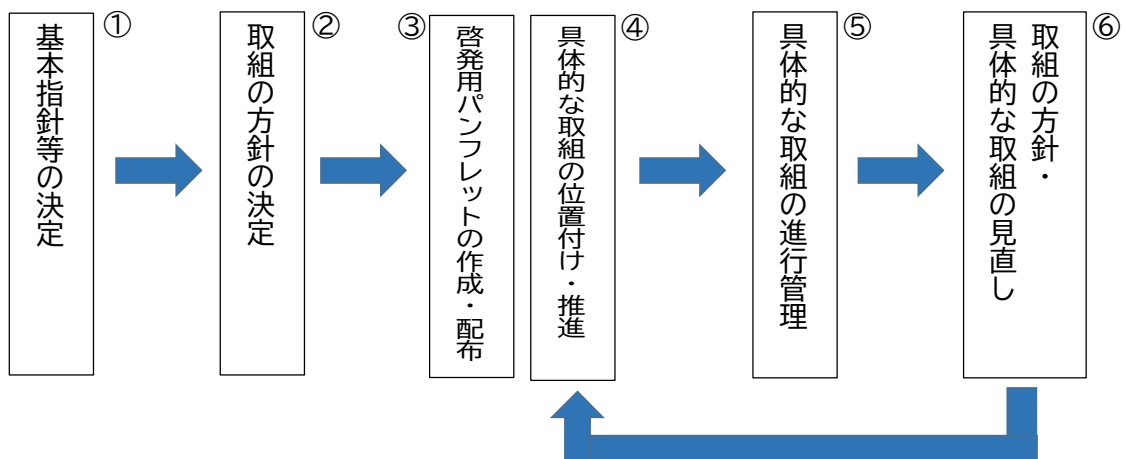
3 取組の方向性

共生社会の実現に向けては、高齢者や障害者等を含めた全ての市民、全ての事業者、全ての従業員、職員等が、障害等を理解し、協力し、互いの人権を認めあうことが重要です。

そのため、障害等への正しい理解を促進し、建設的対話を通じて社会的なバリアを取り除くための合理的配慮につなげていけるよう、実施すべき取組の方向性を次の五つとします。

- 1 地域に根差した「こころのバリアフリー」の取組
- 2 市民全体に向けた「こころのバリアフリー」の取組
- 3 学校教育における「こころのバリアフリー」の取組
- 4 事業所等における「こころのバリアフリー」の取組
- 5 障害者等による「こころのバリアフリー」の取組

4 今後の流れ



協議事項 2

取組の方針（素案）について

1 地域に根差した「こころのバリアフリー」の取組

- (1) 地域のNPO，社会福祉法人，町内会などと連携した周知，理解，啓発
- (2) 地域の取組に興味関心の薄い人たちにも働きかける取組

2 市民全体に向けた「こころのバリアフリー」の取組

- (1) 全ての市民に働きかける取組
- (2) 統一のマークやキャッチコピー等を活用した啓発活動
- (3) スポーツや文化の交流等を通じた「こころのバリアフリー」の普及

3 学校教育における「こころのバリアフリー」の取組

- (1) 全てのこどもたちに「こころのバリアフリー」を指導
- (2) 全ての教員等が「こころのバリアフリー」を理解
- (3) 障害のある人とともにある「こころのバリアフリー」授業の全面展開

4 事業所等における「こころのバリアフリー」の取組

- (1) 「こころのバリアフリー」に関する従業員や職員等への教育の実施
- (2) 各社・各施設における障害者等の受入体制の充実

5 障害者等による「こころのバリアフリー」の取組

- (1) 障害者等がコミュニケーションスキルを身に付けるための取組
- (2) 障害の社会モデルを理解した障害等当事者による研修の周知及び利用促進

協議事項3

市民啓発用パンフレットの作成について（素案）

1 作成の趣旨

施設や道路等のハード面の整備だけでなく、移動や利用に困っている人など、バリアフリー化を必要とする人たちのことを理解することで、まちのバリアフリー化は、さらに進みます。

困っている人に出会ったとき、自ら進んで手を差し伸べるなど、地域社会全体が、相互に協力しあうことができる共生社会の実現を目指し、「こころのバリアフリー」の普及・啓発を行います。

2 周知・啓発する要点

- ・「こころのバリアフリー」とは何か
- ・「障害の社会モデル」とは何か
- ・障害者差別解消法とは（不当な差別的取扱いの禁止，合理的配慮の提供）
- ・安心して暮らすための「サイン」や「マーク」について
- ・不自由を感じている人について（障害等の説明，困っていること，私たちにできること）
- ・その他（簡単な手話，四つのバリアなど）

3 配布先

- ・案1：全世帯配布（約12万7千世帯）
- ・案2：全児童・生徒配布（約2万人）
- ・案3：水戸市ホームページから閲覧，ダウンロード

4 活用方法

- ・全市民（世帯）への周知，啓発
- ・学校の授業活動用の資料
- ・事業所従業員や市職員向けの研修用資料
- ・民生委員，自治会活動時の資料
- ・バリアフリー関連イベント時の参加者配布資料

5 参考：他市パンフレットの特徴

自治体名	主な特徴	参照：PDF
京都市	・心のバリアフリーについて，分かりやすく解説 ・日常生活の場面ごとにバリアや対応事例を紹介	
松江市	・相談体制と助言，あっせんの仕組みを分かりやすく表現 ・気づきや心づかいを4コマ漫画で表現	
浦安市	・日常生活の場面ごとに「私にもできること」を紹介 ・簡単な手話の紹介	
武蔵野市	・障害の種別ごとに特徴や困り事，支援を求める内容を詳しく紹介 ・代表的なピクトグラムを一覧で表示	
文京区	・ワークショップ型授業への対応 ・障害者の目線で障害別の特徴を紹介	

こころのバリアフリー部会員名簿

委員区分※	所属及び役職	氏名
第1号	水戸市障害者（児）福祉団体連合会会長	兼清 紀郎
	水戸市高齢者クラブ連合会	小田木 正樹
	子育て応援・ペンギンくらぶ	齊藤 恵
第3号	茨城県地方自治研究センター	有賀 絵理
第4号	公募市民（2名）	八木 郷太
		土屋 勝
第5号	水戸市市長公室交通政策課長	川上 悟
	水戸市福祉部障害福祉課長	深谷 浩一
	水戸市こども部こども政策課長	深谷 貴美
	水戸市教育部教育研究課副参事	塩谷 敬子
第6号	社会福祉法人水戸市社会福祉協議会事務局長	多田 厚史
	茨城県障害者差別相談室	武田 登美枝

（※）上記の表に記載する「区分」は、水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約第4条第1項各号に対応。

【部会員数】12名

（参考）

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約抜粋

（委員の構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）高齢者団体、障害者団体又は子育て支援団体等の役職員
- （2）関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- （3）学識経験者
- （4）市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- （5）関係行政機関
- （6）前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者

2 （略）